

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 73 号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和 38 年岩手県規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 4 条関係）

家 庭 状 況 調 書

生徒氏名				資産	土地	宅地・農地・山林・その他（ ）					
生徒住所					家屋	自家・借家等（月額 円）・その他（ ）					
保証人氏名		連絡先（ ）－		援助状況	有・無	援助者		交通遺児等	該当 非該当		
保証人住所						援助月額	円				
家 庭 状 況	氏名	生徒との続柄	生年月日 (年齢)	健康状況	勤務先(職業)又は学校名	同居別居の別	収入月額				備考
							勤労事業収入	恩給年金等収入	その他の収入	計	
		本人	(歳)	良・不良		同・別					
			(歳)	良・不良		同・別					
			(歳)	良・不良		同・別					
			(歳)	良・不良		同・別					
			(歳)	良・不良		同・別					
			(歳)	良・不良		同・別					
			(歳)	良・不良		同・別					
			(歳)	良・不良		同・別					

- 備考 1 「家庭状況」の欄は、生徒と生計を共にする者について記載してください。
- 2 「生年月日(年齢)」の欄の括弧内には、申請日現在の年齢を記載してください。
- 3 「健康状況」の欄は、良又は不良のどちらかを○で囲み、不良の場合はその状況を「備考」の欄に詳細に記載してください。
- 4 「収入月額」の欄中、「勤労事業収入」の欄は給与収入、農業収入、営業収入等を、「恩給年金等収入」の欄は恩給、年金、手当等を、「その他の収入」の欄は不動産収入等の継続的収入をそれぞれ月額を算定して記載してください。
- 5 「交通遺児等」の欄は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条に規定する保護者若しくは同法第 6 条の 3 に規定する里親が自動車事故により死亡した場合又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）別表の後遺障害第 1 級から第 3 級までに該当する場合は該当を○で囲み、それ以外の場合は非該当を○で囲んでください。

い。

(A4)

改正前	改正後
様式第7号(第6条関係) [略] 年 月 日付け 第 号で通知した授業料の 減免については、取り消します。 [略]	様式第7号(第6条関係) [略] 年 月 日付け 第 号で通知した授業料の 減免については、 <u>年 月分</u> から取り消します。 [略]
様式第9号(第8条、第9条関係) [略] <u>(B5)</u>	様式第9号(第8条、第9条関係) [略] <u>(A4)</u>
様式第10号(第8条関係) [略] <u>(B4)</u>	様式第10号(第8条関係) [略] <u>(A4)</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県立学校授業料等条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の県立学校授業料等条例施行規則に規定する様式第9号及び様式第10号による用紙は、当分の間、これを使用することができる。